

【消費生活の窓口から】

偽警告表示に慌てないで！

～プリペイド型電子マネーで支払わせる手口にご注意を！～

プリペイド型電子マネーでの支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。

〈事例〉突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染され

ており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐにコンビニ

で2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。再度2万円分購入してきて」と言われ、再度購入し番号

を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。（60歳代 女性）

【アドバイス】

◆カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。

◆セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対策を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。

◆対処に困ったときは、消費生活相談窓口や消費者ホットライン（局番なしの188番^{いやや}）、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口（☎03-5978-7509）に相談したり、IPAのホームページ（[情報セキュリティ安心相談窓口](#)、[安心相談窓口だより](#)）を参考にしたりしましょう。

※出典：国民生活センターホームページ「[偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内）☎662-2593